

使用許諾契約書

お客様(以下「甲」という)は株式会社エフ・ビー・エス(以下「乙」という)が提供するソフトウェア「xシリーズ、Dstar および発行くん」およびその関連資料(以下「ソフトウェア」という)をインストール、複製、アクセス、または使用をした場合には、甲は本使用許諾契約書の条項に拘束されることに同意されたものとみなされます。

第1条(使用権許諾)

- 乙は日本国内における非独占的かつ譲渡不能なソフトウェアに関する使用権を甲に対して許諾するものとする。
- 甲のソフトウェア使用権は甲が購入したライセンス数と一致する。
- 本契約上で「使用権」とは、ソフトウェアをデバイスにインストールして使用することをいう。

第2条(使用条件)

- 甲は自己使用の目的でのみソフトウェアを乙が指定する使用方法に従って使用することができる。
- 甲は本契約上のソフトウェア使用権を第三者(甲の親会社・子会社・関連会社も含む)に再許諾・譲渡・転貸・占有の移転をしてはならない。

第3条(納入および導入サポート)

- 甲は乙がソフトウェアの納入を行うに必要な環境を整えるものとする。乙は甲の指定する場所・日時ソフトウェアを納入する。
- 甲は別途定める導入サポート料を支払うことにより乙から導入サポートを受けることができる。
- ソフトウェアに生じる滅失・毀損等の危険負担は納入の時をもって乙から甲に移転する。

第4条(複製)

甲はいかなる目的においても乙の書面による事前の承諾なしにソフトウェアの全部または一部を第三者に複製もしくは製作させてはならない。

第5条(保守サポート)

甲の要求に基づき、保守サポートに関する契約を締結した上で乙は保守サポートを提供する。
ただし甲が再販業者からソフトウェアを購入した場合乙は別途定める条件により保守サポートを再販業者に代行させることができる。

第6条(機密保持)

- 甲は乙の書面による事前の承諾なしにソフトウェアに関する情報その他本契約上知り得た一切の情報(以下「機密情報」という)を第三者に開示または漏洩してはならない。
- 甲は善良なる管理者の注意をもって機密情報を厳重に管理するとともに機密情報を使用する従業員並びに乙から承諾を得て機密情報を開示した第三者に対して前項の機密保持義務を遵守させるものとする。
- 乙から承諾を得て行う第三者への機密情報の開示については甲が自己責任と管理のもとに行うものとし当該第三者の契約違反により乙が損害を被った場合甲は乙の損害を賠償しなければならない。
- 本条の機密保持義務は本契約終了後も効力を有するものとし甲が本条の機密保持義務に違反した場合乙は甲に対して損害賠償を請求することができる。

第7条(権利帰属)

- 甲はソフトウェアおよびマニュアル等本ソフトウェアに関連する一切のドキュメントに関する産業財産権および著作権が乙に帰属することを認めるとともにこれらの権利を侵害しないものとする。
- 甲は本契約によりソフトウェアの使用権のみを取得し前項に定めるソフトウェアに関する産業財産権・著作権および所有権その他いかなる権利も取得しないことを認める。

第8条(保証)

- ソフトウェアが甲に納入された後90日以内に発見された 瑕疵についてそれが乙の責に帰すべき事由により生じた場合に限り乙は自己の費用と責任においてソフトウェアの修補または交換を行うものとする。
- 乙はソフトウェアが第三者の産業財産権および著作権を侵害していないことを保証するものとしソフトウェアが第三者の産業財産権および著作権を侵害するものとして第三者から申し立てがあった場合乙は自己の費用と責任において甲を防御する。
- 本条に定める乙の保証責任は甲が本契約に違反してソフトウェアを使用した場合および付加価値部分に生じたものについては適用されないものとする。
- 本条はソフトウェアに関して乙の甲に対する保証責任および担保責任の全てを規定したものであり乙はその他いかなる保証責任および担保責任も負わないものとする。

第9条(ユーザー登録用紙)

甲は本契約開始時に「ユーザー登録用紙」へ甲の会社情報および担当者の情報を記載し、乙に提出する。

第10条(契約期間)

本契約の有効期間は乙がユーザー登録用紙を発行した時から第11条に基づき本契約が解除される日までとする。

第11条(契約解除)

- 甲が本契約に違反した場合乙は何等催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとし、この時甲は乙の指示に従い直ちにソフトウェアを廃棄もしくは返還しなければならない。
なお本条の規定は第12条に定める損害賠償請求の権利を妨げない。
- 前項より本契約が終了した場合、甲はすでに支払ったソフトウェアの代金および導入サポート料その他一切の料金について返還を求めない。

第12条(損害賠償)

甲または乙は相手方の契約不履行により損害が生じた場合ソフトウェア定価を上限として損害賠償を請求することができる。

第13条(通知)

甲が再販業者からソフトウェアを購入し本契約上の手続きその他本契約に関して乙に通知または連絡する必要が生じた場合、原則として再販業者を通じて行うものとする。
乙から甲に対する通知・連絡についても再販業者を通じて行うものとする。

第14条(権利義務の譲渡)

甲および乙は相手方の書面による事前の承諾なしに本契約上の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第15条(契約変更)

本契約の変更は両当事者の権限を有する者が記名捺印した書面でのみ行うことができる。

第16条(裁判管轄)

本契約の履行に関して生じた紛争については乙の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第17条(協議)

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については両当事者誠意をもって協議し決定する。

第18条(反社会的勢力の排除)

- 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)でないこと
 - 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 前項に反した場合は、甲または乙は本契約を催告することなく解除することができる。

第19条(禁止事項)

甲および乙は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- 本契約の定め違反する行為またはそのおそれのある行為
- 法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為
- 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為
- 相手方または第三者の財産、名誉・プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為
- 相手方の業務を妨害する行為
- 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為
- その他相手方が不適切と判断する行為